

抜すい

(災害補償)

第12条 町有バスの運行中、事故等により他人又は使用者（乗車員）の生命又は身体若しくは財産に損害を与えたときは、その事故の原因が町にあることが明らかにされた場合は、町が賠償の責に任じ補償するものとする。

ただし、補償の額は、当該車両にかかる自動車損害賠償保険法による保険の適用範囲と加入任意保険の適用範囲との合計額の範囲内とする。

同 意 書

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)において、舟形町町有バスの使用について、舟形町町有バス運行管理規程により許可を得て、利用させていただきますが、事故等災害にかかる補償については、同規程第12条に定める内容に異議ありません。

ここに同意書を提出いたします。

令和4年 4月 1日

舟形町長 殿

住 所 舟形町舟形〇〇〇

保護者氏名 舟形太郎 印

園児氏名 舟形次郎